

死亡労働災害速報（令和6年10月）

（建災防宮城県支部）

タイヤローラーに激突され死亡

発生年月	令和6年10月23日(水) 午前3時40分頃		
業種	道路舗装工事業	事業場規模	不詳
事故の型	激突され	起因物	車両系建設機械（締固め機械）
発生状況	<p>10月23日 午前3時40分頃 大和町吉岡の町道交差点の道路舗装工事現場で、66歳男性作業員が、タイヤローラーに轢かれ下半身などを強く打ち死亡した。</p> <p>被災者は、エンジンのかかったタイヤローラー後方で同機の散水用タンクから水を抜き取る作業をしていたところ、後進した同車両に激突されたもの。</p> <p>（マスコミ報道等による）</p>		
災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的な原因、対策を列挙します。〕 （本事故原因を示したものではありません）</p> <ol style="list-style-type: none">作業工程・作業順序にあわせたリスクアセスメントを実施すること。また具体的作業内容に応じた作業計画を策定し、関係作業員に周知すること。特に、夜間作業となる場合は、現場照度の確保、作業員の疲労防止対策等を含めた作業計画を策定のこと。稼働中の車両系建設機械（以下「重機」と記載）に接触するおそれのある範囲から作業員を確実に退避させること。作業半径内に立ち入る必要がある場合は、誘導者を配置すること。重機の運転者に対し、誘導者の誘導なしに、重機を動かしてならない旨徹底すること。誘導者には合図・重機の死角等の安全教育を実施すること。誘導者不在時に、作業員が作動範囲内に立ち入る必要が生じた場合は、グーパー合図でオペレーターとの意思疎通を確実に図るとともに、運転席に留まる場合も含めて、原動機の停止、ロックレバーやサイドブレーキの確実な使用、車止め等の逸走防止措置を講じること。上記4の場合、やむを得ず原動機を停止することができない場合は、管理者を交えて組織的に検討して当該作業に代替する方法がないか、ヒューマンエラーが生じた場合でも被害を防止するフェイルセーフ対策を検討すること。法定の作業開始前点検、月例定期自主検査、特定自主検査（年次検査）を実施し、不具合箇所の補修を確実に実施すること。重機の運転者には有資格者を配置することはもちろん、一定期間ごとに「危険有害業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づいた再教育を行うこと。		

